

長期処方について当院からのお知らせ

当院では患者様の状態に応じ

・28日以上長期処方を行うことの対応が可能です

※長期処方や処方箋の交付が対応可能かは
病状に応じて院長が判断いたします。



医療法人誠愛会 おしたにクリニック

院長 押谷 誠